

## 【イギリス】 司法の諸制度に関する法律の整備

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* 法律扶助制度を効率化すること、高騰する訴訟費用を抑制すること、再犯率を低下させること等を目的として、2012 年法律扶助、量刑及び犯罪処罰に関する法律が制定された。

### 1 背景

2012 年法律扶助、量刑及び犯罪処罰に関する法律（c.10、以下「2012 年法」）は本則 154 か条が 4 章に分かれ附則が 27 に及び、その内容は法律扶助、訴訟費用、量刑及び犯罪処罰に若干の補則を伴う。法律扶助については、2010 年の政権綱領（注 1）で制度を根本的に見直し一層効率化する意向が示され、意見公募も行われた。訴訟費用については、訴訟費用に関するジャクソン（Jackson）控訴院判事の 2009 年の勧告（注 2）の内容に基づき現政権下で別途意見公募が行われ、その回答書（注 3）で弁護士費用の成功報酬原則を改革する意向等が示された。量刑及び犯罪処罰については、政権綱領で効果的な犯罪抑止、公衆保護、犯人処罰及び再犯予防の確保を図り量刑政策を全面的に見直す意向が示され、更に別途意見公募が行われた。これらの事項が一法案に集約され、議会で治安判事の処断する拘禁刑の範囲を拡大する規定の削除、人身被害事件の紹介料の授受の禁止規定の追加、一部の罰則の追加等の修正を行った後、2012 年 5 月 1 日に 2012 年法が制定された。以下 2012 年法の主な内容を紹介する。

### 2 法律扶助（第 1 章及び第 1 附則～第 4 附則）

1999 年裁判を受ける権利に関する法律（c.22、以下「1999 年法」）上の法律扶助制度の運営主体である法律扶助委員会が廃止され、法律扶助提供者の適格性の認証等の事務は大法官（法務大臣が兼務）の任命する新設の法律扶助事業局長に、法律扶助の報酬に関する規則制定権等は大法官に移管される。1999 年法では民事法律扶助の対象案件に特段の制約はないが、今回これを原則的に第 1 附則第 1 章に規定する事件に限りつつ、その他の事件で同局長が欧州人権条約上若しくは EU 法上法律扶助を必要と認めるもの又は個別事情により法律扶助を適当と認めるものをその特例とすることで、法律扶助が最も必要な事件、人の生命や自由に関する事件又は重大な身体傷害を受け、直ちに自宅を失い若しくは子が保護施設に収容されるおそれがある事件に対象を絞る。同局長は大法官の定める規準により財源を考慮して民事法律扶助の対象者と内容を決定する。また、2012 年法は、法律扶助を受ける者の財産的な資格について定めている。

### 3 訴訟費用（第 2 章及び第 5 附則～第 8 附則）

2012 年法により、裁判所は、離婚手続中又は同性間登録事実婚関係の破綻手続中の当事者の一方に対し相手方の訴訟費用の負担を命ずることができるようになった。ま

た、近年、保険会社等が交通事故等の人身被害者を弁護士に紹介して紹介料を得る事例が多く、損害賠償訴訟が急増し、ひいては弁護士費用等の訴訟費用や賠償金の支払を担保する損害保険料が高騰している（注4）。今回、訴訟の増加を抑制するため法律事務所等と保険会社等との間での人身被害事件の被害者の紹介料の授受が禁止された。

#### 4 量刑及び犯罪処罰(第3章及び第9附則～第27附則)

(1) **量刑** 被告人に対する被害補償金支払命令が可能なときに、これを検討する義務を裁判所に課した。また、非拘禁刑である社会奉仕命令の違反に対する罰金を定め、同命令又は執行猶予命令による命令対象者の海外渡航の禁止、飲酒の禁止又は監視が可能となった。さらに、治安判事裁判所が管轄する陪審の不要な略式裁判において、同裁判所が処断することのできる罰金の限度額（通常5千ポンド）を撤廃した。

(2) **保釈** 成年者の被告人であって、有罪が確定したとしても現実に拘禁刑を受けるおそれがないものに対しては、裁判所が再勾留をする権限を制限することとなった。

(3) **危険な犯罪** 2003年刑事裁判法(c.44、以下「2003年法」)のうち公衆保護のため不定期刑を科す規定等を削り、これに代えて故殺等所定の重大な罪により10年以上の拘禁刑に処せられた者で更に当該罪を犯したものを終身刑に処す規定等を加えた。

(4) **罰則の新設** 凶器又は危険な刀剣による威嚇により重大な危害発生の切迫した危険を生じさせた者は、4年以下の拘禁刑等に処する。また、自動車の危険運転により重大な身体傷害を生じさせた者は、正式又は略式の裁判によりそれぞれ5年以下の拘禁刑等又は6か月以下の拘禁刑等に処する。居住用建造物の不法占拠をした侵入者は、略式裁判により6か月（別途2003年法第281条第5項の施行後は51週）以下の拘禁刑等に処する。金属窃盗対策のため金属くず取引代金の小切手又は電信送金を除く現金等による支払を禁じ、その違反者は略式裁判により5千ポンド以下の罰金に処する。

#### 5 補則(第4章)

2012年法は、一部の規定を除き大法官又は国務大臣が命令で定める日から施行し、その大半の規定は、イングランド及びウェールズに限って適用される。

注(インターネット情報は2012年12月17日現在である。)

- (1) *The Coalition: our programme for government*. HM Government. May 2010. <[http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition\\_programme\\_for\\_government.pdf](http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition_programme_for_government.pdf)>
- (2) Ministry of Justice (2010), *Review of Civil Litigation Costs: Final Report*. Norwich, TSO. 2009. <<http://www.judiciary.gov.uk/publications-and-reports/reports/civil/review-of-civil-litigation-costs/civil-litigation-costs-review-reports>>
- (3) *Reforming Civil Litigation Funding and Costs in England and Wales – Implementation of Lord Justice Jackson’s Recommendations: The Government Response*. Cm 8041.
- (4) 「イギリスにおける自動車保険料上昇の動向」損保ジャパン総合研究所『Global Insurance Topics』Vol.1, 2012.6, p.1. <<http://www.sj-ri.co.jp/issue/git/>>

#### 参考文献

- ・ Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012: Explanatory Notes. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/10/notes/contents>>